

熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定取扱要領

第1 目的

この要領は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「法」という。）に基づいて、農業を営む者が、熊本県内の農地に関して作成した、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の認定等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 認定申請

法第4条第1項の規定による導入計画の提出は、農業を営む者が、認定申請書（別記第1号様式）に導入計画（別記第2号様式）を添付し、当該市町村長を経由して所轄の広域本部長又は広域本部地域振興局長（以下「地域振興局長等」という。）に行うものとする。

- 2 提出を受けた地域振興局長等は内容を審査のうえ、一覧表（別記第5号様式）を添付のうえ農林水産部長に進達する。

第3 認定

第2により申請を受けた農林水産部長は、提出された導入計画が法第4条第3項に基づき適切であると認められるときは、その導入計画を認定し、地域振興局長等を通じ、当該市町村長を経由して認定証（別記第3号様式）を交付する。

- 2 地域振興局長等は、当該市町村長に対し、認定のあった旨を通知する。

第4 導入計画の変更等

法第5条第1項の規定による導入計画の変更申請及び認定等については、第2及び第3に準じて行うものとする。

第5 導入計画の更新等

導入計画の更新申請及び認定等については、第2及び第3に準じて行うものとする。なお、導入計画の様式は別記第4号様式とする。

- 2 更新申請にあたっては、前回認定された計画の目標等について見直しを行うものとする。なお、地域振興局長等は、当該市町村長に確認のうえ、導入計画について意見を付す。

第6 導入計画の実施状況報告

第3により認定を受けた者（以下「導入計画認定農業者」という。）が、第5により導入計画の更新申請を行う場合は、申請に併せて別記第4号様式により、実施状況報告を行うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、農林水産部長は、導入計画認定農業者に対し、必要に応じて認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

第7 認定証の再交付等

導入計画認定農業者が、認定証の紛失又はき損により再交付を希望する場合は、当該市町村長を通じて地域振興局長等に認定証再交付願（別記第6号様式）を提出するものとし、地域振興局長等はその再交付願を農林水産部長に進達する。

- 2 前項により再交付願を受けた農林水産部長は、内容等を確認し、地域振興局長等を通じ、当該市町村長を経由して当該認定証を再交付する。
- 3 導入計画認定農業者が、経営移譲等に伴い、認定証の記載事項を変更する場合は、第1項及び第2項に準じて行うものとする。

第8 認定の取消及び辞退

農林水産部長は、導入計画認定農業者が、導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていない場合、あるいは違法な農業生産活動を行ったことが判明した場合は、その認定を取り消すことができる。

- 2 導入計画認定農業者が、自己都合により農業経営又は認定を受けた作物の栽培を中止した等の場合は、当該市町村長を通じて地域振興局長等に認定辞退届（別記第7号様式）を提出するものとし、地域振興局長等はその辞退届を農林水産部長に進達する。なお、農林水産部長の受理をもって当該認定を取り消すものとする。

第9 推進体制

県は、市町村及び関係団体等の協力を得て、各地域における持続性の高い農業生産方式の導入推進に努める。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成12年1月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年9月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。